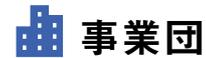
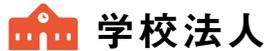


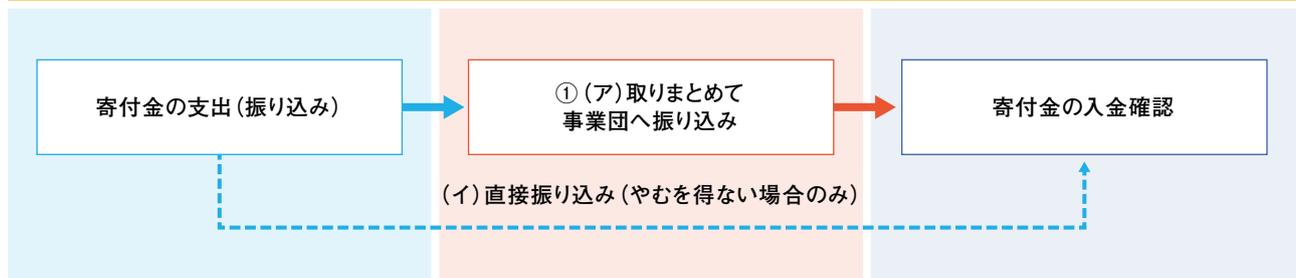
### 3. 事業団への寄付金の振り込み

#### 《事務手続きの流れ》

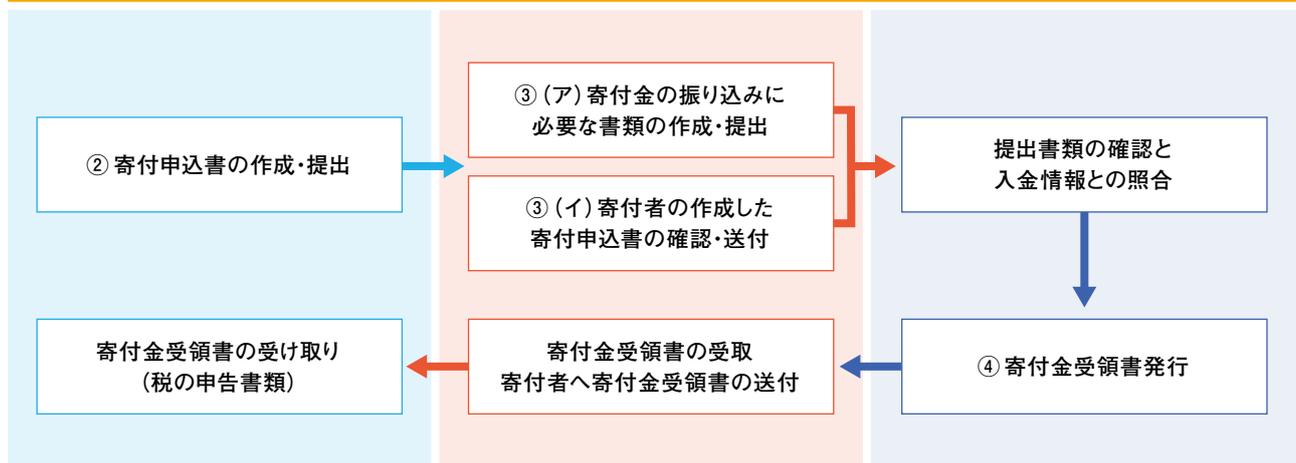
※書類の提出は寄付金の振り込みと同時期に行ってください。



#### 寄付金の流れ



#### 書類の流れ



#### ① 寄付金を事業団へ送金する

「振込依頼書」(P.13 参照)を利用して寄付金を「電信扱」で事業団指定銀行(P.10 参照)へ送金します。寄付金の振込方法は、次のア・イのように2つの方法があります。原則として、学校法人がとりまとめて送金する「ア.まとめて振り込み」を選択してください。

「ア.まとめて振り込み」…企業等法人(寄付者)からの寄付金を学校法人で預かり、まとめて事業団に振り込む方法です。

「イ.直接振り込み」…企業等法人(寄付者)が直接事業団に振り込みます。ただし、やむを得ない事情がある場合のみ承ります。事前にご相談ください。

各振り込み方法の留意事項は次ページに記載してありますのでご確認ください。

振込手数料が発生する場合は、振込人側の負担となります。なお、事業団から送付される「振込依頼書」を利用し、記載された銀行の本支店間で振り込んだ場合、振込手数料は発生しません。また、地方銀行を利用して振り込みを行う場合は、静岡銀行の事業団指定口座に入金されますと、振込手数料は無料扱いとなります。

「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」(P.59 参照)で、入金情報を確認することができます。

※寄付者が税控除を必要としている企業等であることを予めご確認ください。公益法人などは課税の対象ではありません場合があります。

## 【ア.まとめて振り込み】

寄付金の受領日は、事業団指定の銀行口座に寄付金が入金された日となります。寄付者が寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎて事業団に入金されると、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなります。学校法人は**特に寄付者の決算日**に注意してください。

※事業団へ提出する「寄付金振込報告書(様式1-3)」に記入する額と振り込みの額は一致するようにしてください。

## 【イ.直接振り込み】 ※やむを得ない事情がある場合のみ承ります。事前にご相談ください。

振り込みの前に必ず「寄付申込書」(P.17参照)を**学校法人から**事業団に提出してください。また、事業団への寄付金の振り込みにあたっては、事業団から送付された所定の「振込依頼書」を利用するよう寄付者に連絡してください。

事業団では、振込依頼書に記載の6桁の学校法人番号により受配者の学校法人を特定しています。直接振り込みの際、ネットバンキングやATM等からの振り込みにより「振込依頼書」を利用しない場合、受配者の学校法人を特定するために事業団から寄付者に直接問い合わせることがあります。「寄付金受領書」の発行は、受配者を特定してからの手続きとなるので発行に時間を要します。また、学校法人による寄付入金状況の把握が困難となり、トラブルの原因となりますので、やむを得ない事情がある場合を除き「イ.直接振り込み」はご遠慮ください。多くの学校法人が円滑に受領書の発行の手続きを進められるようご協力をお願いします。

※寄付者が事業団に直接振り込むことを避けるため、募金案内(趣意書等)に事業団の振込先を記載することはご遠慮ください。

## 【寄付金の振り込みに必要な書類】

・事業団への振り込みの際に必要な書類は、以下のとおりです。

- ① 振込依頼書
- ② 寄付者が作成する書類
  - ・「寄付申込書(様式1-1)」
- ③ 学校法人が作成する書類
  - ・「寄付金振込報告書(様式1-3)」
  - ・「寄付者名及び寄付金額一覧(様式1-4)」
  - ・「受配者指定寄付金に係る確認書(様式1-2)」

※①は事業団所定の振込依頼書です。寄付金振り込みの際はできるだけ本書をご利用ください。

※③のうち「様式1-3」「様式1-4」は、直接振り込みの場合は必要ありません。

※③のうち「様式1-2」は1,000万円以上の寄付をする企業等法人がある場合のみ作成してください。

なお、寄付が複数回にわたり**年度内の寄付金合計額が1,000万円以上**となった場合も必要となります。

## ② 寄付申込書の作成・提出(寄付者→学校法人)

寄付金の申し出があった寄付者に「寄付申込書(様式1-1)」の作成を依頼し、学校法人に提出していただきます。  
寄付者から直接事業団に提出されないようにしてください。

学校法人は寄付者より「寄付申込書」を受け取った際に、記入内容(寄付者名、金額、寄付金払込期日等)が適切か、記入漏れ等がないか確認してください。(P.17「寄付申込書記入例」参照)

※1度の寄付申し込みに対して分割して振り込むことはできません。振り込みごとに寄付の申し込みが必要となります。

※法人寄付の場合、寄付申込書の代表者は法人としての寄付が明確に分かる者(代表取締役、支社長、支店長等)の氏名とし、  
役職等も明記してください。

※やむを得ない事情により寄付者が直接事業団へ寄付金を振り込む場合は、必ず振り込みの前に提出してください。

## ③ 事業団に対する振り込みに必要な書類の作成・提出

寄付金を送金するにあたり、【寄付金の振り込みに必要な書類】(P.15参照)を作成し、提出してください。

※振り込みに必要な書類は、寄付金を事業団へ送金する時期と同じタイミングで提出してください。

※寄付金を2件以上に分けて振込む場合、同日振り込みであっても「寄付金振込報告書」と「寄付者名及び寄付金額一覧」は  
振り込み件数に合わせて作成してください。

## ④ 寄付金受領書発行

受入れ可能な寄付金について、「寄付金受領書」(P.21参照)を発行し、学校法人へ送付します。「寄付金受領書」が届きましたら、学校法人から各寄付者に「寄付金受領書」をお渡しください。

※寄付金受領書の発行には事業団への入金および書類の到着確認後、2～3週間要します。なお、企業の決算期等により

寄付金が集中する場合は1か月程度要することがあります。

※発行した寄付金受領書は原則として再発行は致しません。寄付者にはくれぐれも大切に保管していただくようお願いください。

## 寄付申込書（様式1-1） 記入例

(様式1-1)

### 寄 付 申 込 書

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第64条第4項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

令和 ○ 年 □ 月 × 日

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長 殿

（寄付申込者）

〒 000 - 0000

住 所 東京都千代田区富士見  
○○-△△-□□

電 話 番 号 01-2345-6789

社 名 私学事業団株式会社

代 表 者 名 代表取締役  
○ 山 ◇ 郎

1 寄 付 金 の 額 金 123,456,789 円

2 寄 付 金 払 込 期 日 令和 ○ 年 △ 月 □ 日

3 指 定 学 校 法 人 東西学園

4 確 認 事 項

- ・当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。
- ・税制上の不当な軽減を企図したものではありません。
- ・子弟等の入学に関するものではありません。
- ・反社会的勢力(※)との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。

(※)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。

(注) 学校法人を経由して提出してください。

・氏名の記入は不要です。

・申込書作成日です。  
・必ず記入してください。

・「社名」は受領書の寄付者名になります。  
・押印は不要です。

・「代表者名」は法人寄付として確認できる方の氏名等の記入があるか確認してください。

・学校法人または事業団に寄付金を振り込む予定日を記入してください。  
・やむを得ず、寄付者が直接事業団に振り込む場合は、必ず振込日と一致させてください。

・受配者となる学校法人名の記入があるか確認してください。

- ※1,000万円以上の寄付の場合は、様式1-2の提出が必要です。
- ※寄付申込書は学校法人から私学事業団へご送付ください。
- ※寄付申込書のみを送付する場合は、封筒に学校法人番号を記載してください。
- ※送付状等にご担当者名・ご連絡先を記載してください。

**受配者指定寄付金に係る確認書(様式1-2) 記入例**

(様式1-2)

令和〇年 10月 1日

**受配者指定寄付金に係る確認書**

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 殿

学校法人 東西学園  
理事長 東西 太郎

1,000万円以上の寄付申込書（令和〇年 9月 30日付け）の寄付者について下記のとおり確認しました。

寄付者名： 私学事業団株式会社  
寄付金額： 123,456,789 円

確認事項	回答
1. 複数回の寄付の合計が1,000万円以上となって提出する場合は、合計額となります。	はい いいえ
2. 寄付企業の役員が、学校法人の理事に就任する確約はありません。	はい いいえ
3. 寄付企業の役員と学校法人の理事が同一人のとき、当該寄付企業の役員会決議などにおいて、所定の手続きを経て寄付を行っています。	はい いいえ 該当なし
4. 寄付講座・寄付研究において、講座や研究における研究成果物が、寄付企業に帰属する受託事業ではありません。	はい いいえ 該当なし
5. 上記の他に、寄付企業が特別の利益を受けることはありません。	はい いいえ

※ 上記の確認事項で「いいえ」と回答した場合、各々具体的その内容をご記入下さい。（別紙可）

※ 「回答」欄は、はい、いいえ、該当なしから選択してください。

学校法人名	確認書作成担当者・所属氏名	電話番号/ E-mail
東西学園	東西学園 財務部募金課 課長 △△ △△	03-0000-0000 △△△△@touzai.ac.jp

・作成日を記入してください。

・「寄付申込書」の作成日を記入してください。（振込日とは異なります。）

・確認事項について寄付者等に確認し、○を付けてください。

・複数回の寄付の合計が1,000万円以上となって提出する場合は、合計額となります。

・寄付企業と学校法人の理事が同一人でない場合、「該当なし」になります。

・寄付講座・寄付研究に対する寄付金でない場合、「該当なし」になります。

※寄付者ごとの年度内の寄付金額が1,000万円以上となる場合、必要となります。必ず、寄付者ごとに作成してください。  
 ※同一の寄付者から年度内に複数回の寄付があり、年度内の合計額が1,000万円以上となった場合も必要です。

# 寄付金振込報告書(様式1-3) 記入例

(様式1-3)

法人番号	131999
------	--------

第 999 号  
令和 ○ 年 △ 月 × 日

日本私立学校振興・共済事業団  
助成部 寄付金課 御中

(〒 000 - 0000 )  
所在地 東京都千代田区富士見X-X-X

学校法人 東西学園  
役職 事務局長

事務責任者 山 助

書類作成者 田 夫

電話番号 01-2345-6789

・事務責任者とは寄付金振込に係る責任者を指します。  
・本書類作成者と同一の場合は、記入の必要はありません。

**寄付金振込報告書**

・入金する年度を忘れずに記入してください。

貴事業団に対する受配者指定寄付金については、別紙のとおり寄付金を振り込みましたので、寄付申込書を添付して報告します。

令和 ○ 年度

法人		個人		計	
件数	寄付金額	件数	寄付金額	件数	寄付金額
	円		円		円
6	10,350,500			6	10,350,500

・合計件数は様式1-1の枚数と一致します。

内訳は、様式1-4記載のとおり

(振込日 令和 ○ 年 △ 月 ◇ 日)

・合計寄付金額は振り込んだ金額と様式1-4の合計金額と一致します。

・受領書の発行日となりますので、事業団への振込日と必ず一致させてください。

※やむを得ず企業等法人が直接事業団へ寄付金を振り込む場合、この書類は不要です。

※「寄付金振込報告書(様式1-3)」に記入する寄付金額と振込金額は一致するようにしてください。

寄付者名および寄付金額一覧(様式1-4) 記入例

(様式1-4)

寄付者名および寄付金額一覧

学校法人名：東西学園

番号	寄付者名	寄付金額(円)	備考
1	株式会社〇〇	38,500	
2	△△株式会社	1,000,000	
3	有限会社☆☆☆	1,000,000	
4	□□□株式会社	3,000,000	
5	株式会社◇◇◇◇◇	5,000,000	
6	有限会社□□□□	312,000	
計		10,350,500	

・今回の振込みに対する番号です。通年の番号ではありません。

・必ず記入してください。

・寄付者名は省略せずに正確にご記入ください。

・様式1-3「寄付金振込報告書」の合計額と一致します。

- ※項番は今回の振込みに対する番号です。通年の項番が必要な場合は、備考にご記入ください。
- ※受領書の寄付者名は「社名」となりますが、部署名等まで記載が必要な場合は、備考にご記入ください。
- ※寄付金が1件の場合でも、学校法人がまとめて振り込む際は必ず作成してください。
- ※寄付者が直接事業団へ寄付金を振り込む場合、この書類は不要です。

【寄付金受領書の見本】

発行番号 131999-00-1234号

寄 付 金 受 領 書

（ 寄 付 者 ）

第一私学株式会社 殿

寄 付 金 額

金500,000円

上記のとおり指定寄付金を受領しました。

ただし、学校法人 東西学園 を受配者とします。

令和〇〇年 9 月 30 日

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 ○ ○ ○ ○

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号第2号の2）で、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄付金です。

- （注）1. この寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金又は法人税の全額損金算入を認められる指定寄付金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告にさいして、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保管してください。